

## 2019年度 若手研究者育成費(1次公募)募集要項

### 1. 趣旨

本育成費は、各研究室が、現在進行中のプロジェクトに関連して新たに発生した、研究所のミッションに関わる研究課題に着手する場合に、専任の若手研究者(ポスドク)を採用・育成することを支援・奨励する年間単位の制度です。

### 2. 支援内容

本制度を利用して、2019年4月～9月末(※1)の間に採用する若手研究者の人件費として、約600万円(ただし、社会保険料を含む)、及び国内外からの赴任にかかる費用として、京都大学の規定に従い、赴任旅費(※2)を支給します。また、採用した若手研究者が取り組む研究テーマに対して、200万円/年(上限)の研究費(※3)を支給します。

本制度の支援期間は採用日から1年間ですが、主任研究者より支援継続の申請がある場合、採用から半年経過までに、人事評価制度に基づいて採用者の雇用継続について審査いたします。雇用継続が認められた場合、雇用期間は最長2年の更新が可能となります。また、研究費の支援については、1年の研究終了毎に成果報告会を実施し、次期研究費交付額を決定します。

支援の継続を希望する研究室は、必ず、継続支援を申請して下さい。

※1: 採用候補者が決まったにも関わらず、何らかの事情で2019年10月以降の着任となる場合、本支援期間は該当月数を減じての期間になります。

※2: 赴任に係る費用を全額支給するものではありません。支給額の詳細については、南西地区共通事務部経理課経理支援室までお問合せください。

※3: 研究費の用途については、申請した研究計画の目的に合致した執行をお願いいたします。ただし、施設賃借費料、水光熱費、学会年会費、雑誌等購読料、本研究に関連しない論文投稿料には使えません。

### 3. 応募資格

下記条件全てを満たす主任研究者が応募できます。

- 1) 現在進行中のプロジェクトに関連した新たな研究課題に着想し、これに意欲的に取り組もうとしていること
- 2) 若手研究者が研究に取り組むために必要な経費及び、研究スペースを研究室において確保できること
- 3) 採用しようとする若手研究者が、下記に該当すること
  - (1) 2019年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(1979年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(1976

年4月2日以降に生まれた者)、または博士号取得後の期間が8年未満の者。ただし、産前・産後休業及び育児休業をとった者は、満40歳未満または満43歳未満の制限に、その日数を加算することができる。

- (2) 博士号取得見込みでも本育成費への申請は可能ですが、何らかの事情により、採用時に博士号の取得ができなかった場合は、採用の延期または、研究室獲得経費で雇用いただき、博士号取得後に本育成費での雇用開始となります。
- (3) すでにCiRAで特定研究員として雇用している若手研究者は、本制度の対象外となります。

#### 4. 採択予定課題数

0~2 課題程度

応募課題が本制度の趣旨を満たさない場合や応募者が応募資格を満たさない場合は、採択課題が無いことがあります。

#### 5. 申請手続

提出物：「2019年度若手研究者育成費申請書」及び、採用候補者の履歴書、業績書（発表予定の論文等を含む）

提出期限：**2018年12月21日(金)12:00 厳守**

提出先：企画調整室(cira-plan@cira.kyoto-u.ac.jp)

※申請書はPDFに変換せず、元のファイル形式にてご提出ください。また、いかなる事情があつたとしても、期限を過ぎた場合には受理できませんのでご注意ください。

※申請者である主任研究者が申請書を作成してください。採用候補者が作成したと認められる申請書については、期限内の提出であっても、審査対象外といたします。

#### 6. 審査

所長、副所長、その他所長が必要と認める者で構成する審査委員会において、書類審査(必要に応じて、応募者及び可能であれば採用候補者へのヒアリングを実施)等を行い、管理運営委員会で採否を決定します。

#### 7. 採否の通知

2019年2月末迄に、「審査結果通知書」の送付をもって通知します。

#### 8. 若手研究者の採用開始

採択の審査結果通知書を受領した主任研究者は、所長室人事グループに連絡し、採用手続きを開始してください。

今回の募集では、若手研究者の採用時期は、原則として2019年4月以降になります。

## 9. 研究成果の報告

- 1) 支援期間(採用日から1年)終了後から60日以内に、研究成果等に関する実績報告書を、所定の様式により企画調整室(cira-plan@cira.kyoto-u.ac.jp)宛、電子メールにより提出して下さい。
- 2) 研究費の支給を受けた場合、執行内容がわかる書類(財会システムの受払簿)をご提出下さい。場合によっては、執行内容の詳細についてヒアリングを実施し、研究計画の目的外利用と認められた場合、研究費を返還いただく場合があります。
- 3) 本制度は iPS 細胞研究基金によって支援されておりますので、国際広報室、所長室基金グループなどから要請があった場合には、「寄附者の集い」などの寄附者向けのイベントで研究内容の発表などをお引き受け下さい。

## 10. その他

- 1) 本制度により交付された研究費は、採択された交付額内で執行することとします。
- 2) 本制度による支援の延長が認められた場合には、本支援の延長期間を限度として研究費を繰り越せるものとします。
- 3) 本支援期間の終了時に未執行分の研究費は返還するものとします。iPS 細胞研究基金の趣旨をご理解いただき、支援期間終了近くの過大な執行はお控え下さいますようお願いいたします。
- 4) 競争的資金(日本学術振興会:特別研究員など)を利用できる場合は、本制度により雇用中であっても、積極的に応募するようお願いいたします。(競争的資金に採択された場合、また研究費に減額が生じる場合は、本制度で支給された研究費を上限とし、差額を担保いたします。)
- 5) 研究成果等について外部発表等を行う場合、当該成果が本基金の支援を得た成果であることを謝辞等に、必ず明記下さい。基金の名称は「iPS 細胞研究基金」(和文)、「iPS Cell Research Fund」(英文)です。

以 上